

休眠預金活用事業 事業計画書【2023年度通常枠】

必須入力セル	申請時入力不要
任意入力セル	

基本情報					
申請団体					
資金分配団体					
資金分配団体	事業名（主）	沖縄の困難を抱える子どもへの支援事業			
	事業名（副）				
	団体名	特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		①草の根活動支援事業			
事業の種類2		①-2地域ブロック			
事業の種類3		沖縄ブロック（沖縄）			
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	○ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	○ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥ 女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	
4.質の高い教育をみんなに	4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	101/200字
地域の困窮者、障がい者及び貧困家庭・要支援家庭の子どもたちやその家族に対し、日常的な生活支援、子育て支援等に関する事業を行い、子どもが健やかに豊かに育つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	
(2)団体の概要・活動・業務	198/200字
沖縄県において子どもの居場所等の団体への伴走支援を含む助成事業を行っている。 困窮家庭及びひとり親家庭の子どもへの食支援事業、子どもの貧困対策における学習・生活支援事業に携わり、子どもの居場所等の活動団体への伴走支援を含む助成事業の実施、これらの事業への支援組織（行政・企業・社協など）からの助成・寄付等のコーディネートを含む中間支援団体としてのプラットフォーム事業等の活動及び業務を行っている。	

II.事業概要

実施時期	(開始)	2024/4/1	(終了)	2026/2/28	対象地域	沖縄県	実行団体における、不動産（土地・建物）購入の想定有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	沖縄県内で活動する子どもの居場所、子ども食堂、学習支援事業を営む団体・組織					(人数)	6 団体（コロナ枠での実行団体8団体のなかで地域にて中核になりうる団体も含む）	
最終受益者	困窮家庭及びひとり親家庭の子ども 不登校などの困難を抱える子ども（ヤングケアラーを含む）					(人数)	210人	
事業概要	沖縄県での子どもの貧困に関する課題への対応として、子どもの居場所を運営できる実行団体を育成・活動支援をすることにより、貧困でまともな食事がとれない子どもの数を軽減させ、学習支援と共に子どもを育成し、子どもたちに貧困の連鎖から抜け出すきっかけを与える事業として、多様な子どもの居場所への伴走支援等の支援体制の拡充を進める。また、既存の支援地域外における社会福祉協議会等からの助成の要請に基づき、既存の支援地域外での実行団体の拡充を試みる。 一方、困難を抱える子ども（ヤングケアラーを含む）、合理的配慮が必要な発達障害グレーゾーンの子どもの不登校の子どもについて、既存の支援体制では支援が届きづらい事例が沖縄では多く見うけられることから、既存の支援体制を補完する仕組みが必要とされている。この為、今般の「2022年度新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援助成事業」の継続と共に、地域の教育委員会、学校、民生委員、児童委員、合理的配慮が必要な発達障害グレーゾーンの子どもの不登校の子どもにおける専門的なノウハウを要するボランティア団体と協働することにより支援の輪を地域に広げ支援の質の向上と情報発信を目指し、学校や家庭・地域の中に居場所を見出せない困難を抱える子ども、合理的配慮が必要な発達障害グレーゾーンの子どもの不登校の子どもへの居場所として、そして、ひとりひとりが安心して過ごせ人間関係を構築でき自分らしくいられる場所として、また、自尊感情・自己肯定感をはぐくみ、役割や出番を獲得できるような、そんな子どもの居場所として運営できる実行団体を育成・活動支援を目指す事業である。							

689/800字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	993/1000字
沖縄県の経済的困窮家庭、ひとり親家庭の子ども、困難な問題を抱えている子どもにおいては、父母の長時間あるいは不規則な労働や低収入から、十分な親の監護を受けずに過ごし、学習機会や学習意欲の低下だけでなく、健全な人間関係を築くことが困難となり、結果として、家庭内はもちろん学校や地域ですら居場所を失っている状態である。 沖縄県におけるワーキングプア率の高さは25.9%で、2位鹿児島県の14.2%に大きな差をつけている。これは、労働集約性が高く安定雇用に繋がりがやすい大規模な製造業がなく、給与の低さや不安定な雇用状況が続いてきたことが背景にあると考えられる。アンケート調査の中で小学校1年生、5年生、中学校2年生すべての貧困世帯において4分の1が借金をして生活していると答え、学年が上がるほど貯金の取り崩しなどで凌ぐ厳しい生活状況であることが分かっている。 一方で、生活保護を受けている世帯の比率（捕捉率）が県内は11.5%と全国平均の15.5%を大きく下回っているが、生活保護受給が地縁血縁の「弱さ」が地域社会に知れることを恐れ、支援を受けたがらない傾向にある。このような社会構造の中で、沖縄の子育て世代は、孤立を深め、子どもの成長にマイナスの影響を与えやすい環境にある。 また、沖縄県では5人姉弟などの多子家庭が多く、那覇市での住宅は、平成20年現在、広さ63.65㎡（全国94.13㎡）と狭く、持屋率は39.8%（全国61.1%）と極めて低い状況である。姉弟が多く自立した学習環境を奪われた子どもを少しでも減らし、文化的社会的貧困への広がりを防ぎ、親から子への世代間の貧困連鎖を絶つために、気軽に行けて友人をつくれる場、お金を気にせず勉強できる場、きちんと栄養が整った食事を取れる場である子どもの居場所は大変重要なものとなる。実際、弟妹を連れて来所する高校3年生がいるが、彼女はダブルワークをしながら家庭の生計を支え通信制の高校に通っている。我々の施設では、食支援を得られる事も勿論だが、来所する事により姉弟の面倒を觀てもらえるので、施設で彼女は安心して仮眠をとれるのだと言った。 このように沖縄県において、貧困の連鎖を断つ為、目の前にいる子どもの育ちを支える活動と言える子どもの居場所、子ども食堂、学習支援事業がいかに必要であるかが伺えると共に現状における施策では不十分であると言える。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	180/200字
調査では、多くの子どもの居場所は公共施設で自治会等のメンバーの60代以上の無償ボランティアが中心に月1回程度の開催となっており、子どもの居場所としての機能を十分に果たしていない子どもの居場所が多い。資金的な制約や対応するスタッフの数に限りがある行政等の既存の取り組みでは、このような子どもの居場所への助成や伴走支援などの思い切った施策が打てないのが現状である。	

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	200/200字
子どもの居場所等の事業を行う実行団体に対して、子どもと寄り添う関係性の構築を含む講座等を開催、組織運営の効率化、ボランティアやスタッフの育成、運営体制の整備等の伴走支援を行うと共に地域の小学校、中学校、高校、大学、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、社会福祉協議会、自治会と協働し、また、企業を含む支援組織からの助成・寄付等のコーディネートを行い中間支援団体として実行団体への助成を実施している。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	184/200字
休眠預金等交付金に係わる資金を活用し、行政等による既存の取り組みでは実施ができない思い切った助成と環境の整備等の伴走支援を行うことにより、子ども達から要望の多い毎日の開所を目指す、やる気のある子どもの居場所が安定した居場所運営を行うことによって、他の子どもの居場所等の目標となり沖縄県内の子どもの居場所全体のレベルアップにつながれば、貧困の連鎖を断ち切ることができる。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
食支援機能と学習支援機能を有した子どもの居場所等の実行団体6団体へ伴走支援及び関係団体とのネットワークを構築することにより、地域の貧困でまともな食事がとれない子どもの数を軽減させ、学習支援と共に子どもを育成し、子どもたちに貧困の連鎖から抜け出すきっかけとなっている。 また、困難を抱える子ども（ヤングケアラーを含む）、合理的配慮が必要な発達障害グレーゾーンの子ども、不登校の子どもが安心して過ごせ、また、人間関係を構築でき自分らしくいられる場所として、自尊感情・自己肯定感をはぐくみ、役割や出番を獲得できる子どもの居場所となっている。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）	100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
沖縄県において、子どもの居場所等への資金支援により、組織力（持続可能性）の高い食支援機能と学習支援機能を有した子どもの居場所が沖縄県内に増え、困窮環境にある子どもたちの受け皿になっている。			①資金分配団体・実行団体がつながる連携団体の構築 ②困窮環境にある子の支援の実績 ③利用人数実数（食支援、学習支援、その他の支援やイベント） ④実行団体の組織としての基盤強化		①資金分配団体・実行団体のエコマップの状態 ②実行団体へのヒアリングやアンケートでの定性評価 ③実行団体の利用人数実数（食支援、学習支援） ④実行団体の実績・ヒアリングやアンケートなどで確認			①（定性）事業開始前と比べて、繋がっている団体や連携団体が増えている ②（定性）各実行団体の目標達成しているor前年から維持もしくは拡充した支援・見守りができている ③（定量）各実行団体ごとの目標値が達成できている ④（定性）事業開始前と比べて、各実行団体の組織基盤力が強化拡充できている

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）	100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
沖縄県において、子どもの居場所等への伴走支援により、組織力（持続可能性）の高い食支援機能と学習支援機能を有した子どもの居場所が沖縄県内に増え、困窮環境にある子どもたちの受け皿になっている。			①資金分配団体・実行団体がつながる連携団体の構築 ②困窮環境にある子の支援の実績 ③利用人数実数（食支援、学習支援、その他の支援やイベント） ④実行団体の組織としての基盤強化		①資金分配団体・実行団体のエコマップの状態 ②実行団体へのヒアリングやアンケートでの定性評価 ③実行団体の利用人数実数（食支援、学習支援） ④実行団体の実績・ヒアリングやアンケートなどで確認			①（定性）事業開始前と比べて、繋がっている団体や連携団体が増えている ②（定性）各実行団体の目標達成しているor前年から維持もしくは拡充した支援・見守りができている ③（定量）各実行団体ごとの目標値が達成できている ④（定性）事業開始前と比べて、各実行団体の組織基盤力が強化拡充できている

(3)-1 活動：資金支援	200字	時期	
貧困の連鎖の問題の解決を目的とした週5日以上の食支援と週3回以上の学習支援を実施		2024年4月1日～2026年2月28日	40/200字
1団体当たり35世帯以上の支援		2024年4月1日～2026年2月28日	15/200字
社会福祉協議会・自治会・小中学校とのネットワークの構築		2024年4月1日～2026年2月28日	27/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	200字	時期	
月1回の実施状況確認と事業実施に関する助言		2024年4月1日～2026年2月28日	21/200字
寄付金や助成金獲得に係る支援		2024年4月1日～2026年2月28日	14/200字
公的な支援機関や他の子ども支援組織との連携強化に対する支援		2024年4月1日～2026年2月28日	29/200字
専門家（栄養士）による食支援に係る組織基盤力向上のための支援		2024年4月1日～2026年2月28日	30/200字
専門家（公衆衛生）による公衆衛生に係る組織基盤力向上のための支援		2024年4月1日～2026年2月28日	32/200字
専門家（経理・会計）による経理面での組織基盤力向上のための支援		2024年4月1日～2026年2月28日	31/200字
POが組織内で内製化できるための取り組み		2024年4月1日～2026年2月28日	20/200字
他の中間支援団体主催の研修会に参加し、ネットワーク構築と組織基盤を強化する		2024年4月1日～2026年2月28日	37/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	ウェブサイト、ブログやSNSを活用し本事業の目的や活動内容について子どもやその保護者・地域住民とのつながり目的に情報を発信、提供する。メディア対策としてプレスリリース等を利用し本事業の活動を記事として掲載を促す活動をすると共に子どもの居場所等の社会活動の認知度を高める事を目的として行う。 本事業にてセミナーやイベントを実施し、子どもやその保護者、地域住民が集まり情報交換や交流を促す。	193/200字
連携・対話戦略	子どもたちや保護者へのアンケート調査や必要に応じて面談を行い状況を把握し、学校・行政・支援団体と連携する。また、子どもたちが地域の資源（行政・自治会・ボランティア団体・支援団体・企業）を活用して地域の中で成長していくことができるように、地域社会の理解と協力を得る事を目的に連絡協議会を実施する。これらの情報や取組をJANPIAや他の実行団体にフィードバックできるように情報を共有する。	192/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	沖縄にて子どもの貧困問題などの社会課題を解決するための役割を担っており、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される支援ネットワークを構築することで、より良い社会の実現に貢献していくことを目指している。 持続可能な社会の実現に向けて貢献する活動の一環として、貧困状況下にある子どもの環境改善や貧困の連鎖を防止することを目的とする基金創設を目指す。創設に向けた委員会の設置が決定した。 また、自らの活動や成果を広く発信し、寄付や協賛金を募る活動を行う。 組織運営の効率化を図り、ボランティアやスタッフの育成を行うと共に他の中間支援組織やNPO等と連携し、また、公的機関や民間企業等と連携すると共に政策や事業を推進し、社会の課題を解決するための人材育成を行う。 中間支援組織の活動を支援する公的施策を整備、活動を認定する制度や活動を評価する外部認証制度を導入する事により社会課題の解決に貢献する。	395/400字
実行団体	・子どもの居場所の運営者やボランティアを対象とした研修や勉強会を実施し、子どもの居場所運営のノウハウや経営スキルを習得できるようにする。 子どもの居場所の運営者やボランティアがネットワークを形成し、情報やノウハウを共有しあえる環境を整備する。 ・子どもの居場所の運営者やボランティアが民間企業や金融機関等から資金を調達できるようにする。トータルファンドレイジングやクラウドファンディングについての教育・研修プログラムを提供する。 ・子どもの居場所の運営が自立的に行われるよう、運営体制を整備する。子どもの居場所の運営に必要な人材や物資を安定的に確保できるようにする。 ・子どもの居場所の運営と連携し、子どもの貧困や孤立等の社会課題を解決する仕組みを構築する。 ・子どもの居場所の運営を支援する公的施策を整備する。	355/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	493/800字
2022年において8団体10施設（子どもの居場所、子ども食堂、学習支援）に対して、子どもの居場所の運営者やボランティアを対象とした研修や勉強会を実施し、子どもの居場所運営のノウハウや経営スキルを習得できるように伴走支援を実施した。 子どもの居場所等の施設の運営者やボランティアがネットワークを形成し、情報やノウハウを共有し合える環境の整備を目的に協働した。 民間企業や金融機関等から資金を調達できるように情報の共有環境を構築した。 子どもの居場所等の運営が自立的に行われるよう、運営体制の整備支援を行い、子どもの居場所の運営に必要な資金や物資を安定的に調達できるように助成し、自治会、子供会。小中学校等との協働により地域に根付いた子どもの居場所の確立に至っている。 子どもの居場所の運営者と連携し、子どもの貧困や孤立等の社会課題を解決する仕組みを構築すると共に子どもの居場所の運営を支援する公的施策を行政に提言した。 2023年においては、2022年度新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援助成事業を活用している実行団体8団体に対して伴走支援により社会課題の解決に貢献するものである。	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	659/800字
2020年及び2021年と沖縄本島において食支援に伴う子どもの貧困に関するアンケート調査を実施した。2022年度において琉球大学教育学部岡本牧子准教授と「学習効果の調査研究」を実施した。 2023年においては、琉球大学子どもの居場所学生ボランティアセンターの本村真センター長（教授・人文社会学部学部長）と「コロナや物価高の影響により生活苦を抱える若者への緊急支援」に関して協同研究の実施と共に若年無就業者への支援事業の実施、沖縄大学地域研究所の島村聡所長（福祉文化学科教授）と「子どもの居場所等の意義と関係機関等との連携」に関し協働事業の実施と共に経済的困窮する若者への支援事業の実施をしている。 那覇市社会福祉協議会とは太陽食堂（那覇市壺屋1丁目）にて協働で子ども食堂の運営に携わっている。また、沖縄市社会福祉協議会と協働にて新規の子どもの居場所、子ども食堂、学習支援事業において協働して活動している。 那覇市協働によるまちづくり推進協議会と協働し子どもの居場所、子ども食堂、学習支援等の支援事業において協働している。なほ市民活動支援センターとは、子どもの居場所、子ども食堂、学習支援等の支援事業の他にNPO団体やボランティア団体への「非営利組織におけるボランティアの会計」講座などを実施し支援活動において協働している。 沖縄県の企業との「経済的に困窮する家庭の子どもへの支援事業」の実行委員会の立ち上げを準備している。 沖縄県社会インパクト評価協会設立に向けた実行委員会を大学、団体、メディアと共に立ち上げている。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	6	
(2)実行団体のイメージ	沖縄県内に既存の子ども食堂・子どもの居場所等の運営者で、運営革新、民間公益活動の自立した担い手の育成、環境の整備、組織の自走化、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みの構築をしたいと考えている団体及び組織	108/200字
(3)1実行団体当り助成金額	初年度16,000,000円、次年度16,000,000円、最終年度13,000,000円	45/200字
(4)案件発掘の工夫	沖縄県内各市町村担当課（子ども支援課等）、県社協、各市町村社協の協力を得て、事業説明会を開催する。 県内の子ども食堂・子どもの居場所等の運営者及びボランティアやボランティア団体・組織等に助成事業の案内をメールやSNSを通じてを告知する。	118/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	事業総責任者：若園専務理事 事業担当責任者：金城理事 業務管理責任者：宮園理事 広報担当責任者：浜崎理事 PO: [REDACTED]、[REDACTED] パートナーシップ構成団体：（福）那覇市社会福祉協議会 経理業務スーパーバイザー：有銘公認会計士事務所 会計監査：小山公認会計士事務所 子どもの居場所事業運営アドバイザー：琉球大学子どもの居場所学生ボランティアセンター・沖縄大学地域研究所	196/200字
(2)ガバナンス・コンプライアンス体制	コンプライアンス規定及び倫理規定に基づき定義を明確にし、関係者にて共有する。 不正行為の発生を防止するための教育・研修を行う。 「利益相反防止のための自己申告等に関する規程」に基づき定義を明確にし、関係者にて共有する。 利益相反の発生を防止するための教育・研修を行う。 内部監査として、助成事業の適正な実施状況を監査する。 不正行為や利益相反の発生を防止し、助成事業の目的を達成する。	192/200字
(3)コンソーシアム利用有無	なし	

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/04/01 ~ 2026/02/28	
資金分配団体	事業名	沖縄の困難を抱える子どもへの支援事業	
	団体名	特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク	

	助成金
事業費	315,724,900
実行団体への助成	270,000,000
管理的経費	45,724,900
プログラムオフィサー関連経費	19,175,520
評価関連経費	14,044,000
資金分配団体用	2,044,000
実行団体用	12,000,000
合計	348,944,420

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
事業費 (A)	250,000	111,158,300	111,158,300	93,158,300	315,724,900
実行団体への助成	0	96,000,000	96,000,000	78,000,000	270,000,000
—					
管理的経費	250,000	15,158,300	15,158,300	15,158,300	45,724,900

2. プログラム・オフィサー関連経費

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	6,391,840	6,391,840	6,391,840	19,175,520
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,980,000	4,980,000	4,980,000	14,940,000
その他経費	0	1,411,840	1,411,840	1,411,840	4,235,520

3. 評価関連経費

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
評価関連経費 (C)	0	4,184,000	4,184,000	5,676,000	14,044,000
資金分配団体用	0	584,000	584,000	876,000	2,044,000
実行団体用	0	3,600,000	3,600,000	4,800,000	12,000,000

4. 合計

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+B+C)	250,000	121,734,140	121,734,140	105,226,140	348,944,420

資金計畫書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	300,000	99.9%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

助成申請書

申請日 2023年 12月 11日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所 沖縄県那覇市銘苅二丁目3番1号 なは市民協働プラザ
申請団体の名称 特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク
代表者の氏名 細田 光雄
法人番号 73600005006388

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 申請団体の名称： 特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク
2. 申請団体の住所： 沖縄県那覇市銘苅二丁目3番1号 なは市民協働プラザ
3. 資金分配団体としての 沖縄県那覇市銘苅二丁目3番1号 なは市民協働プラザ
業務を行う事務所の所在地：
4. 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
（1）欠格事由について
（2）公正な事業実施について
（3）規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
（4）情報公開について（情報公開同意書）
5. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 該当なし	※4 該当なし	※4 該当なし

- ※記入上の注意点
- 1 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。
- 2 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。
- 3 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。
- 4 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

(別紙)

1 欠格事由について

当団体は、次の1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。）第17条第3項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（5）において同じ。）
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) この法律の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

2 公正な事業実施について

当団体は、資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 資金分配団体に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

- (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
2. 当団体は、資金分配団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
 3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、助成申請書に記載のとおりである。

※注意点

資金分配団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

3 規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

当団体は、資金分配団体としての助成を申請するに際し、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

4 情報公開について(情報公開同意書)

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、資金分配団体としての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 情報公開の考え方

JANPIAでは、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類（参考資料は除く）の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

2. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「選定結果の公表」での公表予定項目を当機構ウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

- 1 申請事業分類 *通常枠のみ
- 2 事業名 主題
- 3 事業名 副題
- 4 団体名
- 5 事業対象地域
- 6 代表者名
- 7 所在地
- 8 社会課題
- 9 事業の概要
- 10 事業期間
- 11 決定助成額または申請助成額
- 12 審査コメント
- 13 助成額の根拠（「資金計画書等」「事業計画書」） ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類（参考資料を除く）の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構ウェブサイトで開催すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体に情報公開予定の申請時提出書類について登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報※¹がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。

非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構ウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

- 1 助成申請書

- 2 事業計画書
- 3 資金計画書等
- 4 安全管理・危機管理実施体制表 ※2
- 5 団体情報
- 6 役員名簿
- 7 規程類必須項目確認書（規程類確認書）
- 8 定款
- 9 登記事項証明書（全部事項証明書）＊
- 10 事業報告書（過去3年分）＊
- 11 決算報告書類（過去3年分）※3・※4
- 12 規程類＊

以上に加え、コンソーシアムで申請の場合

- ・ コンソーシアムの実施体制表
- ・ コンソーシアムに関する誓約書
- ・ 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての「団体情報、定款、規程類、規程類確認書または規程類必須項目確認書、役員名簿、決算報告書類（提出された場合のみ）※2・※3」

※1 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。

※2 申請事業に日本国外での活動を含む場合のみとなります。

※3 通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類（過去3年分）」は参考資料とし、公開対象外となります。

※4 緊急枠は前年度分のみとなります。

＊は通常枠のみが対象となります。

以上

役員名簿

必 任

(入力方法)

- 役員名簿には、貴団体に所属する役員すべてを記載してください。
- 役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- 備考欄には、他の団体等との兼職関係(兼職先名称、兼職先での役割等)、申請団体における役員としての、今回申請する事業の実施に影響すると考えられる情報を記載ください。
- 氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)
- 氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)
- 生年月日(大正は T、昭和は S、平成は Hで半角とし、数字は2桁半角)
- 性別(半角で男性は M、女性は F)、会社名及び役職名をセルごとに入力してください。
- 入力確認欄にcheck!が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- 黄色いセルは文字を入力すると白くなります。記入漏れがないようにすべての項目の入力をお願いします。

(留意事項)

- ※記載例は、消して使用してください。
- ※外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力してください。
- ※提出の際は、本エクセルにてご提出ください(PDF等に変換はしないでください)。
- ※上記の要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合がございます。
- ※役職名は必ず役職を入れてください。
- ※明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までです。

番号	入力確認欄	シメイ	氏名	和暦	団体名	役職名	郵便番号	住所
1	OK	ホソダ ミツオ	細田 光雄		特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク	代表理事		
2	OK	ワカノ アツシ	若園 篤利		特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク	専務理事		
3	OK	ミヤゾノ ヤスシ	宮園 康司		特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク	理事		
4	OK	イズノ マヒデカス	泉妻 秀一		特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク	理事		
5	OK	ハマザキ モリヤス	浜崎 盛康		特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク	理事		
6	OK	キンジ ヨウ クニオ	金城 邦夫		特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク	理事		
7	OK	アリメ ヒロキ	有銘 寛之		特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク	監事		
8	check!							
9	check!							
10	check!							
11	check!							
12	check!							
13	check!							
14	check!							
15	check!							
16	check!							
17	check!							
18	check!							
19	check!							
20	check!							
21	check!							
22	check!							
23	check!							
24	check!							
25	check!							
26	check!							
27	check!							
28	check!							
29	check!							

定 款

特定非営利活動法人 困窮者支援ネットワーク

特定非営利活動法人 困窮者支援ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人困窮者支援ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号なは市民協働プラザに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の困窮者、障がい者及び貧困家庭・要支援家庭の子どもたちやその家族に対し、日常的な生活支援、子育て支援等に関する事業を行い、子どもが健やかで豊かに育つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 貧困家庭・要支援家庭の子どもの支援事業
- (2) 女性の就労支援事業
- (3) 放課後児童健全育成事業等の子育て支援事業
- (4) 講習会・セミナー開催に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、設立の趣旨に反し又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任及び解任
- (6) 役員の報酬
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要する場合は、出席した正会員の2分の1以上の議決により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第51条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 資産の管理の方法
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも理事会開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適

用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があつたものと見なされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得な

なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。
(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。
(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	細田 光雄
副代表理事	若園 篤利
副代表理事	宮園 康司
理 事	服部 悟史
理 事	與儀 長次
理 事	細田 茂美
監 事	森田 直広

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の定時社員総会終了の日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和3年9月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	個 人	団 体
(1) 入会金	1, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
(2) 年会費	1, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
賛助会員	個 人	団 体
(1) 入会金	1, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
(2) 年会費	1, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円

コンプライアンス規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク（以下「この法人」という。）の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組 織)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス統括部門

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、業務執行理事とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括部門を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
 - (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、複数の外部有識者を委員として構成する。

- 2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
 - (1) コンプライアンス施策の検討及び実施

- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

3 コンプライアンス委員会は、その下にコンプライアンス統括部門を所管する。

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年3月及び9月に開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス統括部門)

第7条 この法人の総務部をコンプライアンス統括部門とする。

2 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。

3 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス統括部門長は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

3 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、第1項にかかわらず、コンプライアンス担当理事に直接、同項の報告をすることができる。

(役職員のコンプライアンス教育)

第9条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第10条 職員が第8条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則又はパートナー職員就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、懲罰委員会の決定を受けて理事長が行う。

(再発防止と内容の公表)

第11条 不正発生時には、原因究明、再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

監事監査規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、この法人の機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職 責)

第3条 監事は、理事の職務の執行又は職員の業務の遂行を監査する。

(理事等の協力)

第4条 理事及び職員は、監事による法令、定款及びこの規程に定める業務の遂行に協力するものとする。

2 理事又は理事会は、監事の職務のために必要な体制の整備に留意する。

第2章 監査の実施

(監査の実施)

第5条 監事は、監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会議への出席)

第6条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、理事会に出席できなかった場合には、出席した理事から、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

3 監事は、理事会以外に開催される重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 報告、意見陳述等

(理事会への報告等)

第7条 監事は、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長（理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは各理事）に対し理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求をした監事は、当該請求から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、理事会を招集することができる。
- 4 監事は、理事に対し、業務の執行に当たり、この法人の業務の適正かつ合理的な運営のため、業務の運営又はこの法人の諸制度について、意見を述べることができる。

（差止請求）

第8条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

（理事等からの報告への対応）

第9条 監事は、理事又は職員から、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けた場合、調査等の必要な措置を講ずるものとする。

（会計方針等に関する意見）

第10条 監事は、理事が会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法を変更する場合には、あらかじめ変更の理由について報告するよう求めることができる。

- 2 監事は、会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法について疑義又は意見があるときは、理事に意見を述べなければならない。

第4章 監査報告

（財務諸表等の監査）

第11条 監事は、理事長から財務諸表等及び事業報告を受領し、これらの書類について監査する。

（監査報告）

第12条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事の間で異なる意見がある場合には、それぞれの意見を監査報告に記載する。

- 2 前項の監査報告には、作成年月日を付し、監事が記名押印をするものとする。
- 3 監事は前2項の規定により作成した監査報告を、理事に提出する。

第5章 雑 則

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、監事の合意により行い、理事会に報告する。

附 則。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和5年5月1日から施行する。



経理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク（以下「この法人」という。）における経理処理に関する基本を定めたものであり、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握し、この法人の健全かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の経理業務のすべてについて適用する。

(経理の原則)

第3条 この法人の経理は、法令、定款及びこの規程の定めるところによるほか、一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人の会計の慣行に準拠して処理されなければならない。

(会計年度)

第4条 この法人の会計年度は、定款の定めにより、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(区分経理)

第5条 法令の要請等により必要とされる場合は会計区分を設けるものとする。

(経理責任者)

第6条 経理責任者は、理事長が指名する。

(帳簿書類の保存・処分)

第7条 経理に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 財務諸表等（収支決算書を含む。） 10年
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 10年
- (3) 証憑書類 10年
- (4) 収支予算書 5年
- (5) その他の書類 5年

2 前項の保存期間は、決算に関する通常理事会終結の日から起算するものとする。

3 帳簿等を焼却その他の廃棄処分に付する場合は、事前に経理責任者の指示又は承認によって行う。



(規模の改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目の設定)

第9条 この法人の会計においては、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称は、別に定める勘定科目表による。

(会計処理の原則)

第10条 会計処理を行うに当たっては、特に次の原則に留意しなければならない。

- (1) 貸借対照表における資産、負債及び正味財産並びに正味財産増減計算書における一般正味財産及び指定正味財産についての増減内容は、それぞれその総額をもって処理し、直接項目間の相殺を行ってはならない。
- (2) その他一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人の会計処理の原則に準拠して行わなければならない。

(会計帳簿)

第11条 会計帳簿は、次の掲げるとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

ア 現金出納帳

イ 預金出納帳

ウ 固定資産台帳

エ 基本財産台帳

オ 特定資産台帳

カ 会費台帳

キ 指定正味財産台帳

ク その他必要な勘定補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票並びに総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。



(会計伝票)

第12条 取引に関する記帳整理の一切は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票とは、下記の諸票を総称するものである。

- (1) 通常の経理仕訳伝票
- (2) コンピュータ会計における、インプットのための所定様式による会計原票
- (3) コンピュータを基幹とする情報システムの情報処理過程で作成される会計情報についての諸票類のうち、会計原票と認定した諸票

3 会計伝票は、下記の諸表を総称するものであり、その様式は別に定める。

- (1) 入金伝票
- (2) 出金伝票
- (3) 振替伝票

4 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計伝票との関連付けが明らかとなるように保存するものとする。

5 会計伝票及び証憑には、その取引に係る責任者の承認印を受けるものとする。

6 会計伝票には、勘定科目、取引の年月日、数量、金額、相手方等の取引の内容を簡単かつ明瞭に記載しなければならない。

(証憑)

第13条 証憑とは、会計伝票の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。

- (1) 請求書
- (2) 領収書
- (3) 証明書
- (4) 稟議書及び上申書
- (5) 検収書、納品書及び送り状
- (6) 支払申請
- (7) 各種計算書
- (8) 契約書、覚書その他の証書
- (9) その他取引を裏付ける参考書類

(記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又はその証憑書類に基づいて記帳しなければならない。

3 毎月末において補助簿の借方、貸方の合計及び残高は、総勘定元帳の当該口座の金額と照合し、確認しなければならない。



(帳簿の更新)

第15条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 収支予算

(活動予算書の目的)

第16条 活動予算書は、各事業年度の事業計画の内容を明確な計数をもって表示し、かつ、活動予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(活動予算書の作成)

第17条 活動予算書は、事業計画に基づき毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の承認を経て確定する。

2 活動予算書は、活動計算書に準ずる様式をもって作成する。

(活動予算の執行)

第18条 各事業年度における費用の支出は、活動予算書に基づいて行うものとする。

2 活動予算の執行者は、理事会とする。

(活動予算の流用)

第19条 予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用しないこととする。ただし、理事長が予算の執行上必要があると認めたときは、その限りとしない。

第4章 金 銭

(金銭の範囲)

第20条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。

2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金証書及び官公署の支払通知書をいう。

3 手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取扱うものとする。

(会計責任者)

第21条 金銭の出納及び保管については、その責に任じる会計責任者を置かなければならない。

2 会計責任者は、経理責任者以外の者から理事長が任命する。

3 会計責任者は、金銭の保管及び出納事務を取扱わせるため、会計事務の担当者を若干名置くことができる。



(金銭の出納)

第 2 2 条 金銭の出納は、経理責任者の承認に基づいて行わなければならない。

(支払手続)

第 2 3 条 会計事務の担当者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づいて、取引を担当した部署の発行した支払伝票により、会計責任者の承認を得て行うものとする。

2 金銭の支払いについては、最終受取人の署名のある領収証を受け取らなければならない。ただし、所定の領収証を受け取ることができない場合は、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

3 銀行振込の方法により支払いを行う場合は、前項による領収証を受け取らないことができる。

(支払期日)

第 2 4 条 金銭の支払いは、別に定める一定日に行うものとする。ただし、やむを得ない支払いについてはこの限りでない。

(手許現金)

第 2 5 条 会計責任者は、日々の現金による支払いに充てるため、手許現金をおくことができる。

2 手許現金の額は、通常の所要額を勘案して、必要最少額にとどめるものとする。

3 手許現金は、毎月末日及び不足の都度補充を行わなければならない。

4 会計責任者は、現金について毎日の現金出納終了後、その在高と帳簿残高を照合しなければならない。

5 預貯金については、毎月 1 回預貯金の残高を証明できる書類により、その残高を帳簿残高と照合し、経理責任者に報告しなければならない。

(金銭の過不足)

第 2 6 条 金銭に過不足が生じたときは、会計責任者は遅滞なく経理責任者に報告し、その処置については、経理責任者の指示を受けなければならない。

(収支月計表の作成)

第 2 7 条 会計事務の担当者は、原則として毎月 25 日までに、前月分の現金及び預金の収支月計表を作成して、自ら検算を行った上、会計責任者の確認を経てこれを経理責任者に提出しなければならない。



第5章 財 務

(金融機関との取引)

第28条 金融機関との預金取引、手形取引その他の取引を開始又は終了する場合は、理事長の承認を得て経理責任者が行う。

2 金融機関との取引は、理事長の名をもって行う。

第6章 固定資産

(固定資産の範囲)

第29条 この規程において、固定資産とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の資産

(固定資産の取得価額)

第30条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 購入により取得した資産は、公正な取引に基づく購入価額にその付帯費用を加えた額

(2) 自己建設又は製作により取得した資産は、建設又は製作に要した費用の額

(3) 交換により取得した資産は、交換に対して提供した資産の帳簿価額

(4) 贈与により取得した資産は、その資産の取得時の公正な評価額

(固定資産の購入)

第31条 固定資産の購入にあたっては、理事の職務権限規程の規定に従い、理事長又は専務理事の決裁を受けなければならない。決裁を受けた起案書に見積書を添付の上、事前に専務理事に提出しなければならない。ただし、1万円未満の備品等の購入については、上記の手続を省略して担当業務責任者に委任するものとする。

(有形固定資産の改良と修繕)

第32条 有形固定資産の性能を向上させ、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算するものとする。

2 有形固定資産の原状に回復するために要した金額は修繕費とする。

(固定資産の管理)

第33条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動について所要の記録をとり、固定資産を管理しなければならない。

2 有形固定資産に移動並びに毀損又は滅失があった場合、固定資産の管理責任者は、専務理事に通知し帳簿の整備を行わなければならない。

3 固定資産の管理責任者は、専務理事が任命する。



(固定資産の登記及び付保)

第34条 不動産登記を必要とする固定資産は、その取得後遅滞なく登記しなければならない。また、火災等により毀損又は滅失のおそれのある固定資産については、適切な価額で損害保険を付さなければならない。

(固定資産の売却及び担保の提供)

第35条 固定資産を売却するときは、法令又は定款の規定により理事会の承認が必要なものはその承認を経て、固定資産の管理責任者は、文書管理規程の規定に従い、起案書に売却先、売却見込代金その他必要事項を記載の上、理事長の決裁を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、固定資産を借入金等の担保に供する場合について準用する。この場合において、前項の「売却先、売却見込み代金その他必要事項」とあるのは、「担保権者、借入金の総額その他必要事項」と読み替えるものとする。

(減価償却)

第36条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末、次の方法によりそれぞれ償却を行う。

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物、建物附属設備及び構築物については定額法とする。）

(2) 無形固定資産

定額法

- 2 毎会計年度末に行われた減価償却費は、直接法により処理するものとする。
- 3 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるところによる。

(現物の照合)

第37条 固定資産の管理責任者は、常に良好な状態において管理し、各会計年度1回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない。

第7章 決算

(決算の目的)

第38条 決算は、一会計期間の会計記録を整理し、財務及び会計のすべての状態を明らかにすることを目的とする。



(月次決算)

第39条 経理責任者は、毎月末に会計記録を整理し、次の書類を作成して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 合計残高試算表
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表

(決算整理事項)

第40条 年度決算においては、通常の月次決算のほか、少なくとも次の事項について計算を行うものとする。

- (1) 減価償却費の計上
- (2) 未収金、未払金、立替金、預り金、前払金、仮払金及び前受金の計上
- (3) 有価証券の時価評価による損益の計上
- (4) 各種引当金の計上
- (5) 流動資産、固定資産の実在性の確認、評価の適否
- (6) 負債の実在性と簿外負債のないことの確認
- (7) その他必要とされる事項の確認

(重要な会計方針)

第41条 この法人の重要な会計方針は、次のとおりとする。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券及び投資有価証券…移動平均法による原価基準を採用する。

- (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定率法（ただし、建物、建物附属設備及び構築物については定額法）とする。

無形固定資産…定額法とする。

- (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…法人税法に定める限度額のほか、貸倒の実績率及び債権の回収可能性を検討して計上する。退職給付引当金…期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上する。

賞与引当金…支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上する。

- (4) 資金の範囲

現金預金、一時的な資金運用としての有価証券、未収金及び未払金、立替金及び預り金、前払金及び前受け金並びに仮払金及び仮受金

- (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込処理による。



(6) リース取引の処理方法所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産…自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(財務諸表等)

第42条 経理責任者は、年度決算に必要な手続を行い、確定した年度決算に基づき、次に掲げる財務諸表等の案を作成し、毎事業年度の終了後2か月以内に理事長に報告しなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 活動計算書

(3) 財産目録

2 財務諸表等の様式及びその勘定科目は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成する。

(財務諸表等の確定)

第43条 理事長は、前条に規定する財務諸表等を作成し、事業報告とともに監事の監査を受けた後、監事意見を添えて理事会へ報告ののち総会へ提出し、その承認を得て財務諸表等及び事業報告を確定する。

(細則)

第44条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和5年5月1日から施行する。



事務局規程

第1章 総則

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク（以下「この法人」という。）の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組 織

(事務局)

第2条 事務局に、管理部門、事業部門を置く。

2 各部の分掌は、別紙の「業務の分掌」に定める。

第3章 職 制

(職員等)

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 部長
- (4) 専任職

2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第4章 職 責

(職員の職務)

第4条 事務局長は、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。

- (1) 事務局次長は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局次長がその職務を代行する。
- (2) 部長は、事務局長の命を受けて、各部の業務を行う。
- (3) 各部の専任職は、部長の命を受けて、各部の業務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、代表理事が行う。

2 職員の職務は、代表理事が指定する。



第5章 事務処理

（事務の決裁）

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、各部の部長及び事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、代表理事若しくは専務理事又は理事会の決裁を経なければならない。

（代理決裁）

第7条 代表理事、専務理事又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

（規程外の対応）

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

（細 則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

（改 廃）

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和5年5月1日から施行する。



別紙 業務の分掌

部	分掌事務
総務・経理部	① 理事会運営 ② 資金管理、経理並びに予算策定及び管理 ③ 事務局運営における総合調整 ④ 人事及び労務 ⑤ コンプライアンス及びリスク管理関係 ⑥ 内部通報窓口 ⑦ 規程類の制定及び改廃 ⑧ 購買その他の内部システム関係 ⑨ 実行団体に対する監督・監査 ⑩ その他上記に関連する事項
企画広報部	① 経営戦略並びに中長期計画又は年度計画の策定及び実行管理 ② 広報、プロモーション及び事業報告 ③ 国際・国内交流 ④ 県内外動向調査分析提言 ⑤ その他上記に関連する事項
事業部	① 実行団体の選定及び助成（伴走支援） ② 継続的進捗管理並びに成果評価の点検及び検証 ③ 制度全体の評価 ④ 非資金的支援及び企業等との連携支援 ⑤ システム構築及び運用 ⑥ 研修（実行団体、関係団体等向け） ⑦ その他上記に関連する事項



情報公開規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク（以下「法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

（法人の責務）

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（情報公開の方法）

第4条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程および個人情報等管理規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

（公告）

第5条 この法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2. 前項の公告については、定款第55条の方法によるものとする。

（公表）

第6条 この法人は、法令の規定に従い、役員に対する報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。

2. 前項の公表については、役員の報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備置きの方法によるものとする。



(書類の備置き等)

第7条 この法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2. この法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等の場所及び日時)

第8条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、総務部長の指定する場所とする。

2. 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、この法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、この法人の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第9条 第7条第2項に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。
- (2) 閲覧等申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、申請された書類を閲覧に供する。
- (3) 閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

(インターネットによる情報公開)

第10条 この法人は、第7条第2項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2. 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(管理)

第12条 この法人の情報公開に関する事務の所管部署は、総務部とする。



(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和5年5月1日から施行する。

別表

対象書類等の名称	保存期間
1. 定款および諸規程	永久
2. 事業計画書、各種の予算に関する書類	5 年間
3. 各事業年度の事業報告、決算、会計報告に関する重要な書類	10 年間
4. 監査報告、会計監査報告、理事及び監事の名簿、理事及び監事の職歴及び賞罰を記載した書類、役員の報酬等並びに費用に関する規程並びに運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	5 年間
5. 総会議事録、理事会議事録及び監査録	5 年間
6. 会計帳簿及びその他関係書類	10 年間

様式 1

閱覽等申請書

特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク殿

申請月日 年 月 日

申請者

申請者住所

電話番号

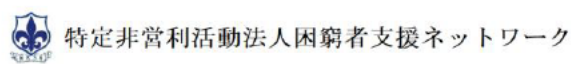
以下のとおり、閲覧・謄写を申請いたします。(該当するものを○で囲んでください)

なお、私（申請者）は、下記の目的に従って閲覧等をした書類から得た情報を、当該目的に即して適正に使用するとともに、当該情報によってみだりに第三者の権利を侵害しないことを誓約いたします。

閲覧等の目的

閲覧等を求める書類。(該当するものを○で囲んでください。)

1. 定款および諸規程
2. 事業計画書、各種の予算に関する書類
3. 各事業年度の事業報告、決算、会計報告に関する重要な書類
4. 監査報告、会計監査報告、理事及び監事並びに評議員の名簿、理事及び監事の職歴及び賞罰を記載した書類、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程並びに運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類
5. 総会議事録、理事会議事録及び監査録
6. 会計帳簿及びその他関係書類
7. その他()



 特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク

様式 2

閱覽等受付簿

[illegible]



内部通報規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク（以下「法人」という。）における、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及びこの法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員及び職員・臨時雇・契約社員・派遣従業員を含むすべての従業員（以下「役職員」という。）に対して適用する。

(通報等)

第3条 この法人又は役職員の不正行為として別表に掲げる事項（以下、「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員（この法人が行う事業に直接的又は間接的に関係する者を含む。）は、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）をすることができる。

2. 通報等を行った者（以下「通報者」という。）、通報者に協力した役職員及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員（以下、「通報者等」という。）は、この規程による保護の対象となる。
3. 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 役職員は、次に定める内部通報制度に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。内部通報窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途役職員に通知する。

- (1) コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス担当理事
- (2) 監事
- (3) 総務部長
- (4) 外部機関

2. 契約又は就業規則その他の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。



(内部通報窓口での対応)

第5条 内部通報窓口は、申告事項について受け付け、第7条の規定に従い、その対応を行うものとする。

2. 通報等を受けた内部通報窓口の担当者は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に、通報等を受けた事項につき調査を行う旨の通知又は調査を行わないことに正当な理由がある場合には当該理由を明らかにしたうえ、調査を行わない旨の通知を行うものとする。ただし、通報者が当該通知を希望していない場合、匿名による通報等であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(公正公平な調査)

第6条 通報等を受けた内部通報窓口の担当者は、通報等の内容（通報者の氏名その他それにより通報者を特定することが可能となる情報（以下「通報者特定情報」という。）を除く。）を、直ちにコンプライアンス担当理事（ただし、当該通報等が理事の不正行為に係るものである場合には監事）に報告する。

2. 通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査（以下「通報等調査」という。）は、総務部において実施することを原則とする。ただし、総務部が関係する内容の通報等が対象である場合その他総務部において通報等調査を実施することが適切でない場合には、コンプライアンス担当理事又は監事の指示により、他の部署又は担当者に通報等調査をさせ、又は法律事務所等、外部の調査機関に通報等調査を依頼することができる。
3. 通報等調査は、公正かつ公平に行うものとする。
4. 役職員は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対して積極的に協力するものとする。
5. 通報等を受けた内部通報窓口の担当者は、通報者との間で、通報者特定情報につき、通報等調査の担当者を含むこの法人の役職員に開示することができる内容及びその範囲について合意し、調査の必要性及び状況の変化等に応じ、通報者との間で協議を行い、かかる合意の内容を見直すものとする。役職員は、第1項及び第2項にかかわらず、かかる通報者との合意に反する開示を行うことはできないものとする。ただし、匿名による通報等であるため通報者との協議が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の通知等)

第7条 通報等調査を担当した部署（以下「調査担当部署」という。）は、通報等調査について結果に至った場合には、速やかに、当該結果を、通報等を受け付けた内部通報窓口、コ



ンプライアンス担当理事及び代表理事に対して通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

2. 内部通報窓口は、通報等に基づく調査の後、遅滞なく、通報者に対してその内容を通知する。ただし、通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りではない。また、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

(調査結果に基づく対応)

- 第8条 コンプライアンス担当理事又は通報等の対象となった業務の執行を担当する理事は、通報等に基づく調査の結果、不正行為が存在するとの報告を受けた場合、直ちにコンプライアンス委員会に報告するとともに、事実関係の調査を行い、又は当該不正行為を中止するよう命令し、必要に応じて懲戒処分、刑事告発又は再発防止措置等の対応を行う等、速やかに必要な措置を講じる。
2. 通報者等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取扱いにおいて、通報等、通報者への協力及び通報等に基づく調査への積極的な関与をしたことを斟酌することができる。
 3. コンプライアンス担当理事は、通報等調査の結果及びそれに対する対応の概要（ただし、通報者等の氏名を除く。）を、速やかに理事会において報告するとともに、遅滞なくこれを公表するものとする。

(情報の記録と管理)

- 第9条 通報等を受けた内部通報窓口及び調査担当部署は、通報者等の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、その内容及び証拠等を、部署内において記録し、保管するものとする。ただし、通報者に関する情報が、第6条第5項の規定に基づき許容される範囲を超えて開示されることがないように留意するものとする。
2. 通報等を受けた内部通報窓口、調査担当部署又はコンプライアンス委員会に関与する者その他通報等に係る情報を取得した者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。第6条第2項の規定により、外部の調査機関に当該情報を開示する場合には、当該開示を受けた者が第三者に当該情報を開示し、又は漏洩することを防止する措置を講じるものとする。
 3. 役職員は、内部通報窓口又は調査担当部署に対して、通報者特定情報の開示を求めてはならない。



(不利益処分等の禁止)

第10条 この法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(懲戒等)

第11条 個人に関する根拠のない誹謗中傷を内容とする通報等を行った場合、第9条第2項に規定する者が通報者等の氏名その他通報等に係る情報を開示し、若しくは漏洩した場合、役職員が通報者等の氏名等通報者等に関する情報の開示を求めた場合又は前条の規定に違反した場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。

2. 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3. 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、懲罰委員会の決定を受けて代表理事がこれを行う。

(内部通報制度に関する教育)

第12条 この法人は、役職員に対して、公益通報者保護制度を含む内部通報制度に関する研修を定期的に行い、職員はかかる研修を積極的に受講するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和5年5月1日から施行する。



文書管理規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク（以下、当団体）の文書管理に関する基準を定め、文書保存と廃棄処分を適切に行い、事務の合理的運営に資することを目的とする。

(適用文書の範囲)

第2条 この規程の適用を受ける文書および帳票は、諸規程、稟議書、議事録、往復文書、通知書、報告書、契約書、証拠書類、参考書類、帳簿、伝票、磁気データ、コンピューターの記憶媒体、フィルム、ビデオテープ、録音テープ、その他会社業務に必要な一切の記録で、一定期間の保存を要するものをいう。

(私有禁止)

第3条 文書は全て当団体組織内で管理するものとし、私有してはならない。

(文書の主管)

第4条 文書の主管部署は、なは市民協働プラザ内事務所とする。

(文書の保存および処分の原則)

第5条 各事務所では、事務所責任者の指名により文書取扱担当者を定め、その者は各事務所の文書につき整理、保管、保存及び廃棄の事務をこの規程の定めるところにより行う。但し、現に使用中の文書の整理、保管は各担当者が行なう。

(文書の保存期間の区分と期間の計算)

第6条 文書の保存期間は法令その他特別に定めのあるときのほか、帳簿はその閉鎖の時、その他の文書は編綴の時から起算する。

(保存期間)

第7条 文書の保存期間は、原則として別表による。

(保存の方法)

第8条 一定の事務処理を終えた文書は速やかに編綴するものとし、会計年度ごとに各事務所において編綴し、文書名、保存期間、保存の開始日および終了日、その他文書保存の必要な事項を明記して保存しなければならない。



(保存場所の基準)

第9条 保存文書を保存するときは、担当者不在時でも容易に引出しできるように整理しておかなければならない。

(保存期間の変更)

第10条 文書の保存期間は、必要に応じ関係部署と協議のうえ、保存期間の短縮または延長をすることができる。

(保存文書の移管)

第11条 組織、分掌の変更等により保存文書の移管の必要が生じたときは、関係部署と協議のうえ、文書の引継ぎを行い、その保管場所を明らかにするために引継書を作成する。

(廃棄処分)

第12条 文書保存期間を経過した文書は、関係部署と協議のうえ、原則として焼却処分とする。

2. 保存期間中であっても、事務所責任者が保存する必要がないと判断した場合は、前項の処分方法により廃棄することができる。
3. 期限到来後も保存が必要な文書については、事務所責任者が保存に必要な期間を定めて保存を継続するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和5年5月1日から施行する。



別紙：文書保存期間一覧表

I. 永久保存

1. 定款及び諸規程
定款その他の諸規程及び内規、通達類
2. 官公書より受けた免許、許可、認可に関する証書のうち重要なもの
3. 重要な契約書及び証書
契約書、賃借契約書、保険証書
4. 土地、建物に関する書類
売買契約書、賃貸借契約書、不動産評価書
5. 訴訟に関する書類
6. 登記、登録に関する書類、登記権利証等
7. 資産に関する書類

II. 10年間保存

1. 会計帳簿及びその他関係書類（請求書、領収証（控）、その他これに準ずる書類）
2. 決算、会計報告に関する重要な書類損益計算書、貸借対照表、税務申告書および関連書類、伝票（仕訳表）、総勘定元帳（勘定票）、補助簿、証憑書類
3. 各事業年度の事業報告書

III. 5年間保存

1. 各種の予算に関する書類
2. 総会議事録、理事会議事録及び監査録
3. 重要な統計及び調査資料
4. 総会委任状及び理事会に関する書類（名義書換代理人が管理するものを除く）委任状、その他理事、会員から報告される重要な文書
5. 重要な人事関係書類
給料明細書、職制別人員表、賞与・昇給算出表、扶養控除申告書、所得税関係書類、健康診断簿、退職者人事書類
6. 人事稟議、人事歴（カード類、源泉徴収簿、賃金台帳）
7. 稟議書及び添付書類、それに付随する書類



8. 社会保険に関する帳簿その他関係書類

被保険者台帳、資格得喪届、月額変更届、被扶養者異動届

9. 社員の勤怠に関する書類

出勤簿（タイムカード）、出張申請書

IV. 3年間保存

1. 社員の身上異動等の諸届

V. 1年間保存

1. その他団体宛に提出された書類、団体名にて発信する書類（控）



役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク（以下「この法人」という。）の定款第 19 条の規定に基づき、この法人の役員（第 13 条で定義される。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の額)

第 2 条 常勤の理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が 1 名当たり 120 万円を超えない範囲で、理事会において定める。

2 監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が 1 名当たり 10 万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。常勤でない監事は、常勤の監事が設置されていない場合、本項の規定により定められた監事の報酬等の額を、理事会に報告するものとする。

3 代表理事及び業務執行理事を除く理事、監事に対して、講師謝金等及び執筆謝金等を支給する場合には、別表の基準に基づき支給する。

(賞与、退職慰労金等)

第 3 条 この法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

第 5 条 常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を 12 で除した金額（ただし、計算の結果、1,000 円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。）を毎月 10 日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

2 常勤でない理事に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。

3 常勤でない監事に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を 3 月末日までに、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

(費用)

第 6 条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。



(改定)

第 7 条 この規程の改定は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。



<別表>

講師謝金等 1 時間あたり 10,000 円

執筆謝金等 400 字あたり 2,000 円



役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク（以下「この法人」という。）の役員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この規程は、この法人の役員に対して適用する。

（自己申告）

- 第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に書面（様式1）で申告するものとする。
2. 前項に規定する場合のほか、この法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限らない。）に関しても前項と同様とする。
 3. 役員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

（利益相反取引の申告）

第4条 役員は、次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。また、その場合、理事会の承認を受けるに先立って、事前に事務局長に書面又は電磁的方法によりで申告するものとする。

- （1）自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- （2）自己又は第三者のためにする当法人との取引
- （3）当法人がその役員の債務を保証すること、及びその他役員以外の者との間における当法人とその役員との利益が相反する取引

（定期申告）

第5条 役員は、毎年当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面（様式2）で申告するものとする。

（申告後の対応）

第6条 前2条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認をした上、代表理事と協議し、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人と



の利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

（申告内容及び申告書面の管理）

第7条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局において管理するものとする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和5年5月1日から施行する。



別紙

- 1 この法人が行う助成事業等の申請団体又はこれらの団体になり得る団体等（以下「実行団体等」という。）の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 2 この法人が行う助成事業等の申請団体又はその役員若しくはこれに準ずる者若しくは職員等（以下「助成事業等の申請団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、助成事業等の申請団体又は助成事業等の申請団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- 3 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 4 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。
- 5 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から供応接待を受けること。
- 6 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員をして、第三者に対し前2号から5号に掲げる行為をさせること。



様式1（第3条1項関係）

特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク 事務局長 殿

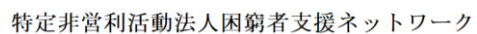
理 事

⑨

今般、私は、下記の団体の役員に就任又は業務に従事（兼職等）することになりましたので、申告します。

記

- 1 団体名
- 2 団体の業務の概要
- 2 役職名
- 3 就任年月日
- 4 任期満了予定日



様式 2

特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク 事務局長 殿

理事



兼職等に係る年次申告 (年)

私の現在の兼職等の状況は下記のとおりですので、申告します。

記

[illegible]

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人困窮者支援ネットワーク（以下「この法人」という。）の定款第61条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、NPO法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第5条 専務理事の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (2) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(別表) 理事の職務権限

項目	決裁権者	
	理事長	専務理事
役割	◎この法人を代表し、その業務を総理 ◎理事会を招集し、議長としてこれを主宰 ◎ 評議員会の招集	◎理事長を補佐し、この法人の業務を執行 ◎理事長の事故時等の職務執行
事業計画案及び予算案の作成に関すること	○	
事業報告案及び決算案の作成に関すること	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関すること	○	
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	
規程案の作成に関すること		○
国外出張に関すること		○
国内出張（役員、重要な使用人）に関すること		○
支出に関すること		
1 件 200 万円以上	○	
1 件 200 万円未満		○
セミナー等事業の実施に関すること		○
職員の教育・研修に関すること		○
渉外に関すること		○
福利厚生（役員含む）に関すること		○
外部に対する文書発簡		
特に重要なもの	○	

重要なもの		○
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○

(注) 上記にかかわらず、専務理事の不在時等、専務理事がその決裁権限を行使できない場合において、常務理事長が専務理事に代わり決裁を行うことは差し支えない。

倫理規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク（以下「法人」という。）の定款第5条に基づいて実施する事業の実施にあたり、倫理について必要な事項を定め、事業者、利用者等の権利擁護を図り、もって法人に対する社会的信頼の一層の向上に資することを目的とする。

（組織の使命及び社会的責任）

第2条 この法人は、その設立目的に従い、さまざまな主体が手を取りあい社会的な課題の解決を図る、つながり、ひろがる社会をめざす重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第3条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第4条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第5条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2. この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3. 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第6条 法人の役員及び職員等は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第7条 この法人は、利益相反を防止することを示すため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

2. この法人は、総会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する会員又は役員を除いて行わなければならない。
3. この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第8条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第11条 この法人の役職員は、社会的課題や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、民間公益活動の促進による社会の変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第12条 この法人は、必要あるときは、総会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和5年5月1日から施行する。

理事会規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク（以下「この法人」という。）の定款第31条に基づき、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席しなければならない。
- 4 監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第2章 理事会の招集

(理事会の開催)

第3条 理事会の開催は、法令及びこの法人の定款で定めるところとする。

(招集)

第4条 理事会の招集は、法令及びこの法人の定款で定めるところとする。

(招集の通知)

第5条 理事会を招集するときは、法令及びこの法人の定款で定めるところとする。

(招集手続の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の書面又は電磁的記録による同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の議事

(議長)

第7条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。また、理事長が特別の利害関係を有する決議に関しても同様とする。

(理事会の運営)

第8条 理事会は、在任する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議長は、理事会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。
- 3 議長は、理事会の秩序を維持し、議事を整理する。
- 4 理事は、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。
- 5 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の理事が特別な利害関係を有すると認めるときは、当該理事を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

(決議)

第9条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第10条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき当該事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。
- 2 理事は、前項に定める提案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、その旨及びその理由を理事長（理事長において自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、他の理事）に申し出るものとする。

(報告の省略)

第11条 理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第20条第1項の規定による報告については、この限りでない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を得て、その意見を求めることができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令及びこの法人の定款で定めるところとする。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第15条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、理事長及び専務理事の選定若しくは解職その他法令又はこの法人の定款で定める職務を行う。

(決議事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

イ この法人の業務執行の決定

ロ 代表理事及び専務理事の選任及び解任

ハ 重要な使用人の選任及び解任

ニ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

ホ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他NPO法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(2) 定款に定める事項

イ 情報公開規程その他この法人の運営に必要な規程の制定、変更及び廃止

ロ 理事長及び専務理事の選定又は解職

ハ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

イ 重要な事業その他の契約の締結、解除及び変更

ロ 重要な事業その他にかかる争訟の処理ハ その他この法人の規程に定める事項

ニ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第17条 理事が利益相反等取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

(1) 取引をする理由

(2) 取引の内容

(3) 取引の相手方・金額・時期・場所

(4) 取引が正当であることを示す参考資料

(5) その他必要事項

2 前項の承認後、前項に示した事項について変更が生じた場合は、利益相反等取引を行う前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

第18条 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事が利益相反等取引をしたときは、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 雑 則

(改 廃)

第 2 2 条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

議事録記載事項

I 第5条の規定により理事会が開催された場合

- 1 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 第3条第3項第2号の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 第3条第3項第3号の規定により理事が招集したもの
 - ハ 第3条第3項第4号の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
 - ニ 第3条第3項第5号の規定により監事が招集したもの
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 5 第2条第3項に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- 6 出席した理事及び監事の氏名
- 7 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
- 8 議長の氏名

II 第10条の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 前記1の事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

III 第11条の規定により理事会への報告があったものとみなされた場合

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

以上

履歴事項全部証明書

沖縄県那覇市銘苅二丁目3番1号なは市民協働プラザ
特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク

会社法人等番号	3600-05-006388				
名 称	特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク				
主たる事務所	沖縄県那覇市銘苅二丁目3番1号なは市民協働プラザ				
法人成立の年月日	令和3年3月4日				
目的等	目的及び事業 この法人は、地域の困窮者、障がい者及び貧困家庭・要支援家庭の子どもたちやその家族に対し、日常生活支援、子育て支援等に関する事業を行い、子どもが健やかで豊かに育つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 社会教育の推進を図る活動 3 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 4 子どもの健全育成を図る活動 5 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。 1 貧困家庭・要支援家庭の子どもへの支援事業 2 女性の就労支援事業 3 放課後児童健全育成事業等の子育て支援事業 4 講習会・セミナー開催に関する事業 5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
役員に関する事項	<table> <tr> <td> 理事 細 田 光 雄 </td><td> 令和 5 年 3 月 4 日退任 令和 5 年 5 月 2 日登記 </td></tr> <tr> <td> 理事 細 田 光 雄 </td><td> 令和 5 年 4 月 2 0 日就任 令和 5 年 5 月 2 日登記 </td></tr> </table>	理事 細 田 光 雄	令和 5 年 3 月 4 日退任 令和 5 年 5 月 2 日登記	理事 細 田 光 雄	令和 5 年 4 月 2 0 日就任 令和 5 年 5 月 2 日登記
理事 細 田 光 雄	令和 5 年 3 月 4 日退任 令和 5 年 5 月 2 日登記				
理事 細 田 光 雄	令和 5 年 4 月 2 0 日就任 令和 5 年 5 月 2 日登記				
登記記録に関する事項	設立 令和 3 年 3 月 4 日登記				

沖縄県那覇市銘苅二丁目3番1号なは市民協働プラザ
特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(那覇地方法務局管轄)

令和 5年11月24日

那覇地方法務局
登記官

富 永 美 香



令和２年度事業報告書

法人成立の日から 令和３年９月３０日まで
特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク

１ 事業実施の成果

当法人の設立初年度である本年度は、一般市民に地域の困窮者、障がい者及び貧困家庭・要支援家庭の子どもたちやその家族に対する理解を深めてもらうための教育・広報活動を行うとともに、彼らに弁当の配布や日常的な生活支援、子育て支援等に関する事業を行い、子どもが健やかで豊かに育つことができる社会の実現に寄与することを目的として活動しました。

２ 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者の 人数	受益対象者の 範囲及び人数	事業費の 金額 (千円)
貧困家庭・要 支援家庭の子 どもの支援事 業	貧困家庭・要支援家庭の子どもたちやその家族に対する弁当の配布を実施しました。	週２日	宅食による配布	５名	貧困家庭・要支援家庭の子どもや家族（４００食）	１２１
	貧困家庭・要支援家庭の子どもたちに衣類、学習用品、図書等の配布を予定していましたが、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言により活動が中止となりました。 (次年度実施予定)	中止	中止	中止	貧困家庭・要支援家庭の子どもたち	０
女性の就労支援事業	弁当の配達に無職女性をパート採用する予定でしたが、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言により活動が中止となりました。 (次年度実施予定)	中止	中止	中止	貧困家庭等の無職女性	０
放課後児童健全育成事業等の子育て支援事業	子どものボランティア体験学習会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言により中止となりました。 (次年度実施予定)	中止	中止	中止	不特定多数の一般市民	０

講習会・セミナー開催に関する事業	地域の困窮者、障がい者及び貧困家庭・要支援家庭の子どもたちやその家族に対する理解を深めてもらうためのセミナー開催を予定していましたが、新型コロナによる緊急事態宣言により各セミナーともに中止となりました。 (次年度実施予定)	中止	中止	中止	不特定多数の一般市民	0
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	企業等訪問及び広報活動を予定していましたが、新型コロナによる緊急事態宣言により中止となりました。 (次年度実施予定)	中止	中止	中止	経営者、会社役員、店長等	0
	広報用ポスター、チラシの製作及び配布を予定していましたが、新型コロナによる緊急事態宣言により中止となりました。 (次年度実施予定)	中止	中止	中止	不特定多数の一般市民	0

令和3年度事業報告書

令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで
特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク

1 事業実施の成果

本年度は、一般市民に地域の困窮者、障がい者及び貧困家庭・要支援家庭の子どもたちやその家族に対する理解を深めてもらうための教育・広報活動を行うとともに、彼らに弁当の配布や日常的な生活支援、学習支援、子育て支援等に関する事業を行い、子どもが健やかで豊かに育つことができる社会の実現に寄与することを目的として活動しました。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者の 範囲及び人数	事業費の 金額 (千円)
貧困家庭・要支援家庭の子どもの支援事業	貧困家庭・要支援家庭の子どもたちやその家族に対する弁当の配布をボランティア団体と協働し実施している。	週2日～週5日	那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、八重瀬町	28名	貧困家庭・要支援家庭の子どもや家族(400食)	20,650
	貧困家庭・要支援家庭の子どもたちに生活で必要となる用品の配布を実施。	中止	中止	中止	貧困家庭・要支援家庭の子どもたち	0
女性の就労支援事業	困窮家庭・かたおや家庭の無料健康相談会	月2回実施	県内公園	2名	貧困家庭等の女性	144
放課後児童健全育成事業等の子育て支援事業	子どもへの学習支援をボランティア団体と協働し実施している。	令和4年1月～毎週継続	那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、八重瀬町	33名	貧困家庭・要支援家庭の子どもたち	0
講習会・セミナー開催に関する事業	地域の困窮者、障がい者及び貧困家庭・要支援家庭の子どもたちやその家族に対する理解を深めてもらうためのセミナー開催を予定していましたが、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言により各セミナーともに中止を余儀なくされた。 (次年度実施予定)	中止	中止	中止	不特定多数の一般市民	0

その他この法人の目的を達成するために必要な事業	企業等訪問及び広報活動を予定していましたが、新型コロナによる緊急事態宣言により中止を余儀なくされた。 (次年度実施予定)	中止	中止	中止	経営者、会社役員、店長等	0
	広報用ポスター、チラシの製作及び配布を予定していましたが、新型コロナによる緊急事態宣言により中止を余儀なくされた。 (次年度実施予定)	中止	中止	中止	不特定多数の一般市民	0

令和4年度事業報告書

令和4年10月1日から 令和5年9月30日まで

特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク

1 事業実施の成果

本年度は、子どもの居場所等の活動団体への伴走支援を含む助成事業等の中間支援組織として活動及び困窮家庭及びひとり親家庭の子どもへの食支援事業、子どもの貧困対策における学習・生活支援事業に携わり、子どもの居場所等の活動団体への伴走支援を含む助成事業等を実施しました。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	事業費の 金額 (千円)
貧困家庭・要 支援家庭の子 どもの支援事 業	貧困家庭・要支援家庭の子 どもたちやその家族に対す る弁当の配布をボランティ ア団体と協働し実施しまし た。	週2日～ 週5日	那覇市、浦添 市、宜野湾 市、沖縄市、 八重瀬町	28名	貧困家庭・要 支援家庭の子 どもや家族 (400人程)	19,937
	貧困家庭・要支援家庭の子 どもたちに寄付にて頂いた 学習用品、図書等の配布事 業を実施した。	随時	沖縄県	28名	貧困家庭・要 支援家庭の子 どもたち	0
女性の就労支 援事業	弁当の配達に無職女性を パート採用する予定でし たが、今年度は活動が中止 となりました。 (次年度実施予定)	中止	中止	中止	貧困家庭等 の無職女性	0
放課後児童健 全育成事業等 の子育て支援 事業	子どものボランティア体験 学習会の開催を予定してい ましたが、新型コロナ及び インフルエンザ等による休 校等により中止となりまし た。 (次年度実施予定)	中止	中止	中止	不特定多数の 一般市民	0
講習会・セミ ナー開催に関 する事業	地域の困窮者、障がい者及 び貧困家庭・要支援家庭の 子どもたちやその家族に対 する理解を深めてもらうた	中止	中止	中止	不特定多数の 一般市民	0

	めのセミナー開催を予定していましたが、新型コロナ及びインフルエンザの蔓延により各セミナーともに中止となりました。 (次年度実施予定)					
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	企業等訪問及び広報活動を予定していましたが、新型コロナ及びインフルエンザの蔓延により中止となりました。 (次年度実施予定)	中止	中止	中止	経営者、会社役員、店長等	0
	広報用ポスター、チラシの製作及び配布を予定していましたが、新型コロナ及びインフルエンザの蔓延により中止となりました。 (次年度実施予定)	中止	中止	中止	不特定多数の一般市民	0

法人名： 特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク

活動計算書

令和 3 年 3 月 4 日 ～ 令和 3 年 9 月 30 日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	87,200		
資産受贈益	0		
施設等受入評価益	0	87,200	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	270,000		
受取国庫補助金	0	270,000	
4. 事業収益			
A事業収益	0		
B事業収益	0		
C自治体受託事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			357,200
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
困窮者支援事業費	120,600		
印刷製本費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
地代家賃	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払寄付金	0		
その他経費計	120,600		
事業費計		120,600	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
広告宣伝費	45,026		
会議費	600		
通信運搬費	14,300		
消耗品費	51,140		
支払手数料	5,940		
租税公課	4,050		
支払報酬料	100,000		
減価償却費	0		
雑費	0		
その他経費計	221,056		
管理費計		221,056	

經常費用計			341,656
当期正味財産増減額			15,544
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			15,544

法人名： 特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク

貸借対照表

令和 3 年 9 月 30 日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	144,360		
未収入金	0		
流動資産合計		144,360	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	0		
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	0		
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
〇〇基金事業用預金	0		
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			144,360
II 負債の部			
1. 流動負債			
役員借入金	128,816		
未払金	0		
前受助成金	0		
預り金	0		
流動負債合計		128,816	
2. 固定負債			
役員借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			128,816
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		0	
当期正味財産増減額		15,544	
正味財産合計			15,544
負債及び正味財産合計			144,360

法人名： 特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク

財産目録

令和 3 年 9 月 30 日現在

(単位:円)

科 目		金 額		
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金				
手許現金		0		
琉球銀行		136,700		
沖縄銀行		7,660		
流動資産合計			144,360	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
車両運搬具		0		
工具器具備品		0		
什器備品		0		
固定資産合計			0	
資産合計				144,360
II 負債の部				
1. 流動負債				
短期借入金				
代表理事 細田光雄		128,816		
		0		
流動負債合計			128,816	
2. 固定負債				
役員借入金				
		0		
固定負債合計			0	
負債合計				128,816
正味財産				15,544

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	A事業	B事業	C事業	D事業	E事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益								
1. 受取会費						0		0
2. 受取寄付金	87,200					87,200		87,200
3. 受取助成金等	270,000					270,000		270,000
4. 事業収益						0		0
5. その他収益						0		0
経常収益計	357,200	0	0	0	0	357,200	0	357,200
II 経常費用								
(1) 人件費								
給料手当						0		0
役員報酬						0		0
法定福利費						0		0
人件費計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費								
困窮者支援事業費	120,600					120,600		120,600
広告宣伝費						0	45,026	45,026
会議費						0	600	600
通信費						0	14,300	14,300
消耗品費						0	51,140	51,140
支払手数料						0	5,940	5,940
租税公課						0	4,050	4,050
支払報酬料						0	100,000	100,000
保険料						0		0
寄付金						0		0
接待交際費						0		0
福利厚生費						0		0
その他経費計	120,600	0	0	0	0	120,600	221,056	341,656
経常費用計	120,600	0	0	0	0	120,600	221,056	341,656
当期経常増減額	236,600	0	0	0	0	236,600	△ 221,056	15,544

A事業	貧困家庭・要支援家庭の子どもの支援事業
B事業	女性の就労支援事業
C事業	放課後児童健全育成事業等の子育て支援事業
D事業	講習会・セミナー開催に関する事業
E事業	その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3. 固定資産の増減内訳

固定資産の増減は以下の通りです。

該当なし

7. 借入金の増減内訳

借入金の増減は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
短期借入金	0	128,816	0	128,816

8. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	財務諸表に計上された金額	内役員及び近親者との取引
貸借対照表		
短期借入金	128,816	128,816
	128,816	128,816

法人名: 特定非営利活動法人 困窮者支援ネットワーク

活動計算書

令和3年 10月 1日 ~ 令和4年 9月 30日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
経常収益			
1. 受取寄附金			
受取寄附金	1,214,000	1,214,000	
2. 受取助成金等			
受取助成金	900,000		
Ready For助成金	24,000,000	24,900,000	
3. その他収益			
受取利息	2		
雑収益	0	2	
経常収益計			26,114,002
経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	13,025,984		
人件費計	13,025,984		
(2)その他経費			
困窮者支援事業費	5,754,972		
広告宣伝費	129,360		
旅費交通費	44,383		
通信費	3,786		
消耗品費	92,564		
修繕費	325,000		
水道光熱費	186,003		
諸会費	6,865		
支払手数料	8,858		
車両費	6,299		
地代家賃	1,200,000		
租税公課	8,580		
研修費	4,000		
その他経費計	7,770,670		
事業費計		20,796,654	
2. 管理費			
(1)人件費			
法定福利費	1,381,972		
人件費計	1,381,972		
(2)その他経費			
消耗品費	49,104		
支払手数料	32,758		
諸会費	1,375		
租税公課	121,600		
地代家賃	144,000		
保険料	102,500		
減価償却費	378,013		
その他経費計	829,350		
管理費計		2,211,322	
経常費用計			23,007,976
当期正味財産増減額			3,106,026
前期繰越正味財産額			15,544
次期繰越正味財産額			3,121,570

法人名: 特定非営利活動法人 困窮者支援ネットワーク

財産目録

令和4年 9月 30日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金	4,786		
普通預金			
琉球銀行494439	57,390		
沖縄銀行1581580	562,322		
ろうきん	1,000		
沖縄銀行1587351	12,072,806		
現金預金計		12,698,304	
流動資産合計		12,698,304	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
一括償却資産	756,027		
固定資産合計		756,027	
資産合計			13,454,331
負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	429,783		
未払費用			
クリエイティブオフィス財津商店	200,000		
儀間ゆかり	16,000		
仲村渠哲夫(ピクトリーチャーチ家賃)	60,000		
沖縄パティオ株式会社(学習支援施設家賃)	60,000		
水道光熱費(ピクトリーチャーチ)	22,356		
9月分給与	1,452,000		
預り金			
社会保険料	480		
雇用保険料	14,550		
源泉所得税	77,592		
Ready For 助成金(R4.10/1～12/31分)	8,000,000		
流動負債合計		10,332,761	
負債合計			10,332,761
正味財産			3,121,570

令和 3年度 財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業費の内訳

事業費の区分は以下の通りです。

科 目	A事業	B事業	C事業	D事業	E事業	事業部門計	管理部門	合計
経常収益								
1. 受取会費						0	0	0
2. 受取寄附金	1,188,000				26,000	1,214,000	0	1,214,000
3. 受取助成金等	24,655,973	192,000	52,027			24,900,000	0	24,900,000
5. その他収益						0	2	2
経常収益計	25,843,973	192,000	52,027	0	26,000	26,114,000	2	26,114,002
経常費用								
(1) 人件費						0	0	0
給料手当	13,025,984					13,025,984	0	13,025,984
法定福利費						0	1,381,972	1,381,972
人件費計	13,025,984	0	0	0	0	13,025,984	1,381,972	14,407,956
(2) その他経費								
困窮者支援事業費	5,610,972	144,000				5,754,972		5,754,972
広告宣伝費	129,360					129,360		129,360
旅費交通費	44,383					44,383		44,383
通信費	3,786					3,786		3,786
消耗品費	92,564					92,564	49,104	141,668
修繕費	325,000					325,000		325,000
水道光熱費	186,003					186,003		186,003
諸会費	6,865					6,865	1,375	8,240
支払手数料	8,418	440				8,858	32,758	41,616
車両費	6,299					6,299		6,299
地代家賃	1,200,000					1,200,000	144,000	1,344,000
保険料							102,500	102,500
租税公課	6,900				1,680	8,580	121,600	130,180
減価償却費						0	378,013	378,013
研修費	4,000					4,000		4,000
その他経費計	7,624,550	144,440	0	0	1,680	7,770,670	829,350	8,600,020
経常費用計	20,650,534	144,440	0	0	1,680	20,796,654	2,211,322	23,007,976
当期経常増減額	5,193,439	47,560	52,027	0	24,320	5,317,346	2,211,320	3,106,026

A事業	貧困家庭・要支援家庭の子どもの支援事業
B事業	女性の就労支援事業
C事業	放課後児童健全育成事業等の子育て支援事業
D事業	講習会・セミナー開催に関する事業
E事業	その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3. 固定資産の増減内訳

固定資産の増減は以下の通りです。

科 目	期末残高
一括償却資産	756,027

4. 借入金の増減内訳

借入金の増減は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
短期借入金	128,816	1,030,029	1,330,996	429,783

5. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	財務諸表に計上された金額	内役員及び近親者との取引
貸借対照表 短期借入金	429,783	429,783
	429,783	429,783

貸借対照表

令和 4年 9月30日 現在

特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	12,698,304	【流動負債】	2,056,761
現金及び預金	12,698,304	短期借入金	429,783
【固定資産】	756,027	未払費用	1,534,632
【有形固定資産】	756,027	預り金	92,346
一括償却資産	756,027	負債の部合計	2,056,761
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	11,397,570
		利益剰余金	11,397,570
		その他利益剰余金	11,397,570
		繰越利益剰余金	11,397,570
		純資産の部合計	11,397,570
資産の部合計	13,454,331	負債及び純資産合計	13,454,331

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体
団体名		特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク	
郵便番号		900-0004	
都道府県		沖縄県	
市区町村		那覇市	
番地等		銘苅二丁目3番1号　なは市民協働プラザ	
電話番号		080-3228-7996	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.konkyusyashien.com/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2020/03/01	
法人格取得年月日		2021/03/04	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ホソダミツオ
	氏名	細田光雄
	役職	理事（代表）
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	7
理事・取締役数 [人]	6
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	33
常勤職員・従業員数 [人]	6
有給 [人]	4
無給 [人]	2
非常勤職員・従業員数 [人]	27
有給 [人]	27
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	10
団体会員数 [団体数]	10
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	81
ボランティア人数(前年度実績) [人]	50
個人正会員 [人]	31
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	8
申請前年度の助成総額 [円]	88,000,000
助成した事業の実績内容	JANPIA2022年度コロナ枠「沖縄の子ども達の命を守る支援事業」実行 団体 8 団体に助成と伴走支援

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	コロナ禍において、困窮者支援のための弁当の無料配布（2020年3月～・週5日実施 1日400食を配布）を継続

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]